

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 6 日現在

機関番号：14501

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25285027

研究課題名(和文)複数人による、または、複数人のための財産管理制度のあり方

研究課題名(英文)The form of property administration operated by or for multiple parties

研究代表者

山田 誠一(Yamada, Seiichi)

神戸大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号：60134433

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 10,100,000円

研究成果の概要(和文)：複数人が管理する財産や、複数人に権利または利益が帰属する財産について、意思決定や代表の方法、訴訟や強制執行のあり方をめぐる問題が、権利義務の内容や帰属をふまえて解決されるべきであることなどを明らかにした。具体的には、マンションの管理組合における意思決定と訴訟、入会権をめぐる訴訟、法人でない団体をめぐる訴訟と執行、共同相続財産をめぐる訴訟、投資信託の受益権に対する強制執行などに関する諸問題について、結論を得た。

研究成果の概要(英文)：We were able to come to the conclusion that in terms of properties which are administrated by multiple persons, or properties whose right and interest belong to multiple persons, well consideration should be made with respect to the content of the rights and obligations involved or to how these rights or obligations are vested in the hands of the parties concerned, when we try to resolve issues such as how the process or the form of decision-making or representation concerning such properties should be, and in what form litigations or enforcement regarding such properties should take place. More concretely conclusions were achieved over problems such as decision-making and litigation by the management body of condominiums, litigations over "iriai" rights, litigations and enforcements concerning groups of people that are not juridical persons, litigations over inheritance succeeded to multiple successors, enforcement against the beneficiary rights of an investment trust.

研究分野：民法

 キーワード：権利能力なき社団 代理 入会権 遺産分割 訴訟担当 固有必要的共同訴訟 マンション管理組合
投資信託

1. 研究開始当初の背景

財産管理制度のあり方に関する研究は、信託、共同相続、権利能力なき社団、建物区分所有、民法上の組合のそれぞれについてすでに蓄積があり、特に、平成 18 年に改正された信託法が規定を整備したのを受けて、信託について研究が深められた。しかし、これらの財産管理制度を相互に比較しつつ考察する研究は、必ずしも十分とはいえなかった。手続法においては、近時、提訴に同調しない入会権者を被告として提起された訴訟についての最高裁判決や、権利能力なき社団に対する強制執行についての最高裁判決などを契機に、議論が深められた。しかし、複数人による、または、複数人に対する権利行使に関する手続上の諸問題についての総合的な研究は、必ずしも十分とはいえなかった。

2. 研究の目的

財産の権利または利益が複数人に帰属する場合を対象として、複数人による、または、複数人のための財産管理制度のあり方について、隣接する制度を相互に比較しつつ、かつ、実体法および手続法の両面から、研究を行う。具体的には、信託（受託者または受益者が複数の場合）、共同相続、権利能力なき社団、建物区分所有、民法上の組合などを対象として、権利または利益の帰属主体と財産を管理する者との間の関係、帰属主体相互の関係および帰属主体と財産管理行為の相手方との間の関係の規律が、帰属主体や当該相手方の利害を適切に考慮するものとなっているのかを、判決手続や執行手続の場面も含めて、明らかにする。

3. 研究の方法

複数人が財産を管理する場合に、当該複数人相互間の利害を調整し、適切に財産を管理することを、どのように確保すべきなのかを、明らかにする。この場合に、複数人による意思決定や業務執行がどのように行われるのか、複数人による判決手続や執行手続がどのように行われるのかについて考察する。複数人のために財産を管理する者（受託者、遺言執行者、社団代表者、業務執行者など）が、当該複数人相互間の利害を調整し、適切に財産を管理することを、どのように確保すべきなのかを、明らかにする。これらの場合に、当該複数人と財産を管理する者との間に、どのような権利義務関係があるのかについて、実体法および手続法の観点から、多面的多角的に考察する。複数人により、または、複数人のために行われた財産管理行為につき、当該複数人と当該行為の相手方がどのような関係にあるのかを、明らかにする。特に、相手方が当該複数人側に対して有する債権について、どの財産が責任財産となり、判決手続および執行手続においてどのように実現されるのかについて、考察する。

複数の研究者が共同して研究を推進することで、複数の財産管理制度類型について、多面的多角的な観点から研究を行う。そのために、研究代表者・研究分担者の全員が参加する研究会合を、研究期間中、定期的に行い、研究の成果・途中経過を報告し、全員で討議する。それを行ったうえで、研究代表者・研究分担者のそれぞれが、それらによって得られた研究成果を、図書・論文発表により、または、学会報告により発表する。以上の方法により研究を行った。

4. 研究成果

研究成果の概要として、複数人が管理する財産や、複数人に権利または利益が帰属する財産について、意思決定や代表の方法、訴訟や強制執行のあり方をめぐる問題が、権利義務の内容や帰属をふまえて解決されるべきであることなどを明らかにした。具体的には、マンションの管理組合における意思決定と訴訟、入会権をめぐる訴訟、法人でない団体（権利能力なき社団）をめぐる訴訟と執行、共同相続財産をめぐる訴訟、投資信託の受益権に対する強制執行などに関する諸問題について、それぞれ結論を得た。主要な研究成果は、以下のようなものである。

マンションの管理組合について、改正被災マンション法における区分所有建物の敷地売却決議などの意思決定の規律を明らかにした（雑誌論文 38、39）。また、区分所有建物の管理について、管理者による代理の方法と、管理組合を当事者とする方法があることを示し、区分所有建物の管理組合の法的性格、および、管理組合をめぐる法律関係を明らかにした（雑誌論文 42）。また、管理組合が原告となる給付訴訟において、訴訟物とされた請求権が管理組合の財産に属する旨の主張により、その原告適格が認められることを示した（雑誌論文、34）。

入会権をめぐる訴訟について、権利帰属の態様や意思決定のあり方と当事者適格の関係を明らかにし、固有必要的共同訴訟とされる入会権確認訴訟において、提訴に同調しない者と外部者との間で判決効が生じることの必要性とその方策を示した（雑誌論文、21、44、学会発表、）。

権利能力なき社団を原告とする給付訴訟について、社団の当事者能力を前提に、訴訟物とされる権利関係が社団の構成員全員の総有に帰属する旨の主張により、原告適格が認められること（雑誌論文）特に、団体の不動産が代表者名義で登記されるべき場合に、登記名義人に対して代表者名義への登記手続を求める訴訟において、団体の構成員に総有的に帰属する登記請求権につき、団体に当事者適格が認められること、団体の得た判決に基づいて代表者が登記申請をするこ

とができること(雑誌論文、)を明らかにした。また、法人でない社団の財産に対する強制執行について、判例の示す方法の問題点を指摘した(雑誌論文49)。

共同相続財産について、遺産確認の訴えは、係争財産を対象とする遺産分割審判の確定後に、遺産帰属性を争うことを遮断し、審判の効力を安定させる点にその適法性の根拠があり、それゆえ相続人全員を当事者とするを要する固有必要的共同訴訟とされる。他の共同相続人に相続分の全部を譲渡した共同相続人は、遺産分割の当事者たる資格を失うことから、遺産確認の訴えの当事者適格が認められないことを明らかにした(雑誌論文)。

投資信託について、受益者が有する受益権から受益者の債権者がどのように債権回収を行うかという問題について、販売会社と受益者との間の法律関係において換金禁止が実効性を持つよう、強制執行制度を運用すべきであるとの見解が相当であるという結論を得た(雑誌論文、学会発表)。

以上のほか、2013年に消費者裁判手続特例法が成立したところ、個々の消費者に帰属する損害賠償請求権を訴訟上追行する主体の当事者適格について、同法の規律を検討した。そのうえで、立法論として、一定のクラス全員分の損害賠償請求につき、共通義務の確認だけでなく、給付判決を得るところまで手続追行主体の訴訟追行権を認める旨の手続構想を示した(雑誌論文29)。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計51件)

青木哲「権利能力なき社団の代表者個人名義の所有権移転登記請求訴訟における原告適格」金融法務事情、査読無、2043号、2016年、掲載確定

山本弘「遺産分割の前提問題の確認の訴え」松本博之先生古稀祝賀論文集『民事手続法制の展開と手続原則』(弘文堂) 査読無、2016年、247-262頁

青木哲「請求の目的物の所持者に対する判決効について」松本博之先生古稀祝賀論文集『民事手続法制の展開と手続原則』(弘文堂) 査読無、2016年、203-212頁

八田卓也「原告側固有必要的共同訴訟において提訴に同調しないものがある場合の扱いについて」民事訴訟雑誌62号、査読無、2016年、93-103頁

山本弘「反射効と共同訴訟」別冊ジュリスト、査読無、226号(『民事訴訟法判例百選(第5版)』)、2015年、190-191頁

山本弘「固有必要的共同訴訟の成否(1)」別冊ジュリスト、査読無、226号(『民事訴訟法判例百選(第5版)』)、2015年、204-205頁

八田卓也「不利益変更の禁止(2) 一部請求と相殺の抗弁」別冊ジュリスト、査読無、226号(『民事訴訟法判例百選(第5版)』) 2015年、236-237頁

山田誠一「土地と地上建物に共同抵当権が設定されその両者が一括売却された場合における評価上の法的地上権の成否」星野英一先生追悼論文集『日本民法学の新たな時代』(有斐閣) 査読無、2015年、349-379頁

八田卓也「民事再生法26条~32条」山本克己ほか編『新基本法コンメンタール民事再生法』(日本評論社) 査読無、2015年、65-77頁

青木哲「民事再生法86条~88条」山本克己ほか編『新基本法コンメンタール民事再生法』(日本評論社) 査読無、2015年、203-212頁

山田誠一「債務者が有する投資信託受益権からの債権の回収」金融法務事情、査読無、2023号、2015年、65-70頁

山田誠一「民法判例の動き」ジュリスト、査読無、1479号、2015年、61-66頁

青木哲「権利能力のない社団の代表者個人名義への不動産登記請求訴訟における社団の原告適格」法学教室414号別冊(判例セレクト2014) 査読無、2015年、27頁

八田卓也「破産債権」小川秀樹=松下淳一編『破産法大系第2巻』(青林書院) 査読無、2015年、5-27頁

青木哲「給付訴訟における権利能力のない社団の当事者適格と本案の問題について」伊藤眞先生古稀祝賀論文集『民事手続の現代的使命』(有斐閣) 査読無、2015年、3-26頁

八田卓也「独立当事者参加訴訟における民事訴訟法四〇条準用の立法論的合理性に関する覚書」伊藤眞先生古稀祝賀論文集『民事手続の現代的使命』(有斐閣) 査読無、2015年、483-508頁

山本弘「弁論終結後の承継人に対する既判力拡張に関する覚書」伊藤眞先生古稀祝賀論文集『民事手続の現代的使命』(有斐閣) 査読無、2015年、683-708頁

青木哲「類似必要的共同訴訟 住民訴訟事案」中島弘雅=岡伸浩編『民事訴訟法判例インデックス』(商事法務) 査読無、2015年、390-391頁

青木哲「類似必要的共同訴訟 株主代表訴訟事案」中島弘雅=岡伸浩編『民事訴訟法判例インデックス』(商事法務) 査

- 読無、2015年、392-393頁
八田卓也「固有必要的共同訴訟における非同調者の扱い」中島弘雅=岡伸浩編『民事訴訟法判例インデックス』(商事法務) 査読無、2015年、396-397頁
- 21 八田卓也「固有必要的共同訴訟 訴訟告知による補完の可否」中島弘雅=岡伸浩編『民事訴訟法判例インデックス』(商事法務) 査読無、2015年、398-399頁
- 22 八田卓也「固有必要的共同訴訟と不利益変更禁止」中島弘雅=岡伸浩編『民事訴訟法判例インデックス』(商事法務) 査読無、2015年、400-401頁
- 23 青木哲「権利承継 権利譲渡人からの引受申立て」中島弘雅=岡伸浩編『民事訴訟法判例インデックス』(商事法務) 査読無、2015年、446-447頁
- 24 八田卓也「第三者に対する手続保障の瑕疵を理由とした再審の訴え(最高裁平成25年11月21日第一小法廷決定)」金融法務事情、査読無、2005号、2014年、66-74頁
- 25 八田卓也「破産法24条~28条」山本克己ほか編『新基本法コンメンタール破産法』(日本評論社) 査読無、2014年、63-72頁
- 26 青木哲「破産法103条~108条」山本克己ほか編『新基本法コンメンタール破産法』(日本評論社) 査読無、2014年、233-250頁
- 27 山田誠一「遺産共有持分と他の共有持分が併存する共有物についての価格賠償の方法による共有物分割の判決」金融法務事情、査読無、2001号、2014年、75-78頁
- 28 小林明彦=道垣内弘人=中辻雄一郎=山田誠一=山野目章夫=山本和彦「(座談会)担保法制の展望」金融法務事情、査読無、2000号、2014年、200-241頁
- 29 八田卓也「消費者裁判手続特例法の当事者適格の観点からの分析」千葉恵美子ほか編『集团的消費者利益の実現と法の役割』(商事法務) 査読無、2014年、381-410頁
- 30 八田卓也「株主総会開催・決議に関する仮処分」神作裕之ほか編『会社裁判にかかる理論の到達点』(商事法務) 査読無、2014年、33-60頁
- 31 山田誠一「罹災都市借家臨時処理法とその廃止」野村豊弘先生古稀記念『民法の未来』(商事法務) 査読無、2014年、515-542頁
- 32 山田誠一「民法判例の動き」ジュリスト、査読無、1479号、2014年、61-66頁
- 33 山本弘「民訴法判例の動き」法学教室402号別冊(判例セレクト2013) 査読無、2014年、24-25頁
- 34 青木哲「マンション管理組合の規約上の義務違反に基づく損害賠償請求についての当事者適格の有無(積極)(宮崎地判平24・11・12)」私法判例リマックス、査読無、48号、2014年、102-105頁
- 35 青木哲「無効な債務名義に基づく強制競売の効果について」公証法学、査読無、43号、2013年、1-29頁
- 36 青木哲「ドイツ法からみた金銭執行の実効性確保」三木浩一編『金銭執行の実務と課題』(青林書院) 査読無、2013年、173-218頁
- 37 青山善充=大類雄司=神田秀樹=松下淳一=山田誠一「サムライ債の債券管理会社による訴訟追行の可否 東京地判平成25.1.28をめぐって(座談会)」金融法務事情、査読無、1981号、2013年、6-29頁
- 38 山田誠一=岡山忠広=山野目章夫=山谷澄雄「震災からの復興と被災関連二法(座談会)」ジュリスト、査読無、1459号、2013年、12-38頁
- 39 山田誠一「大規模な災害による区分所有建物の全部または大規模な一部の滅失敷地売却決議、および、建物敷地売却決議について」ジュリスト、査読無、1459号、2013年、58-63頁
- 40 青木哲「抵当不動産を対象とする共有物分割のための形式競売における消除主義および無剰余措置(最高裁平成24年2月7日第三小法廷決定)」金融法務事情、査読無、1977号、2013年、44-47頁
- 41 八田卓也「会社の被告取締役への補助参加 手続法からの分析」川嶋四郎=中東正文編『会社事件手続法の現代的展開』(日本評論社) 査読無、2013年、97-116頁
- 42 山田誠一「区分所有建物の管理組合の法的性格」石川正先生古稀記念論文集『経済社会と法の役割』(商事法務) 査読無、2013年、673-700頁
- 43 山本弘「平成23年改正民事訴訟法における管轄権 併合請求および反訴を中心として」石川正先生古稀記念論文集『経済社会と法の役割』(商事法務) 査読無、2013年、1219-1238頁
- 44 八田卓也「入会集団を当事者とする訴訟の形態」法律時報、査読無、1063号、2013年、22-29頁
- 45 山本弘「財産区の破産能力」別冊ジュリスト、査読無、216号(『倒産法判例百選(第5版)』) 2013年、8-9頁
- 46 山田誠一「債権譲渡 譲渡禁止特約、および、将来債権の譲渡について」法学教室、査読無、394号、2013年、14-23頁

- 47 山田誠一「特定の銀行預金を特定の相続人に相続させる旨の遺言」田原睦夫先生古稀・最高裁判事退官記念論文集『現代民事法の実務と理論』(きんざい) 査読無、2013年、上、634-652頁
- 48 八田卓也「詐害行為取消訴訟における他の債権者による権利主張参加の可否」田原睦夫先生古稀・最高裁判事退官記念論文集『現代民事法の実務と理論』(きんざい) 査読無、2013年、下、934-967頁
- 49 山本弘「法人格なき社団の財産に対する強制執行の方法 最判平成二二年六月二九日が残した問題点」田原睦夫先生古稀・最高裁判事退官記念論文集『現代民事法の実務と理論』(きんざい) 査読無、2013年、下、1230-1256頁
- 50 青木哲「不動産に対する差押え・仮差押えに抵触する処分の効力と処分後に開始される手続について」田原睦夫先生古稀・最高裁判事退官記念論文集『現代民事法の実務と理論』(きんざい) 査読無、2013年、下、1257-1291頁
- 51 山田誠一「民法判例の動き」ジュリスト、査読無、1453号、2013年、59-64頁

〔学会発表〕(計5件)

- 山田誠一「債務者が有する投資信託受益権からの債権の回収」金融法学会、2015年10月12日、京都大学(京都府)
- 青木哲「請求の目的物の所持者に対する判決効について」日本民事訴訟法学会関西支部、2015年7月4日、島根ビル(大阪府)
- 山本弘「当事者論の現代的課題」日本民事訴訟法学会、2015年5月17日、明治大学(東京都)
- 八田卓也「原告側固有必要的共同訴訟において提訴に同調しないものがある場合の扱いについて」日本民事訴訟法学会、2015年5月17日、明治大学(東京都)
- 山田誠一「日本法における信託財産の独立性」2015中日信託法フォーラム「商事信託法制の展望」、2015年3月16日、グランドハイアット北京(中国)
- 青木哲「無効な債務名義に基づく強制競売の効果について」日本公証法学会、2013年6月8日、名城大学(愛知県)

〔図書〕(計1件)

- 山本弘=長谷部由起子=松下淳一、有斐閣、『民事訴訟法(第2版)』、2013年、470頁(164-274頁、431-445頁)

6. 研究組織

(1)研究代表者

山田 誠一 (YAMADA, Seiichi)
神戸大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：60134433

(2)研究分担者

山本 弘 (YAMAMOTO, Hiroshi)
神戸大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：20143349

八田 卓也 (HATTA, Takuya)
神戸大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：40272413

青木 哲 (AOKI, Satoshi)
神戸大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：40313051

(3)連携研究者

なし